

令和5年度第9回川崎市社会教育委員会議 定例会

日 時 令和6年4月26日(金)
18:30～20:15
場 所 高津市民館 大会議室

次 第

- 1 開会 (18:30～18:40)
- 2 報告事項
 - (1) 専門部会報告 (18:40～19:00) 【資料1】
 - (2) 令和6年度指定都市社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会の協議題への回答(案)について (19:00～19:10) 【資料2】
 - (3) 川崎市市民館条例の一部改正の方針について 【資料3-1】
川崎市立図書館条例の一部改正の方針について
(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館条例の制定の方針について 【資料3-2】
(19:10～19:50)
- 3 協議事項
 - (1) 令和4・5年度社会教育委員会議の活動報告(案)について (19:50～20:05) 【資料4】
- 4 その他 (20:05～20:10)
- 5 閉会 (20:10～20:15)

※ () 内は質疑応答を含む想定時間

令和5年度川崎市社会教育委員会議専門部会 実施状況

	専門部会	第1回		第2回		第3回		第4回	
		日にち	報告書	日にち	報告書	日にち	報告書	日にち	報告書
1	教育文化会館	6月16日	○	9月14日	○	12月19日	○	2月18日	○
2	幸市民館	6月29日	○	9月25日	○				
3	中原市民館	6月23日	○	8月1日	○	12月15日	○	2月17日	○
4	高津市民館	6月23日	○	10月17日	○	12月5日	○	2月24日	○
5	宮前市民館	7月14日	○	9月20日	○	12月6日	○	2月18日	○
6	多摩市民館	7月24日	○	9月26日	○	12月12日	○	2月18日	○
7	麻生市民館	5月17日	○	8月2日	○	10月11日	○	2月17日	○
8	有馬・野川生涯学習支援施設	8月10日	○	11月6日	○	3月5日	○		
9	図書館	6月14日	○	10月25日	○	12月22日	○	2月26日	○
10	日本民家園	5月28日	○	7月22日	○	12月10日	○	3月24日	○
11	青少年科学館	6月28日	○	11月10日	○	12/1~12/23 のうち4日間	○	3月14日	○
12	青少年教育施設	11月24日	○	2月7日	○				

○・・・提出済

専門部会審議報告書

部会名	第4回 川崎市社会教育委員会議 教育文化会館専門部会
開催日時	令和6年2月18日(日) 13:00~16:00
場 所	教育文化会館 第5会議室
出席者	<p><委員>山澤委員(部会長)、村社委員(副部会長)、権守委員、野口委員、杉山委員、箕輪委員</p> <p><事務局>小島館長、北村分館長、平井分館長、石田課長補佐、関口課長補佐、小宮担当係長、高橋主任(記録)</p> <p><傍聴>0名</p>
欠席者	<委員>佐藤委員、石井委員
議事項目	<p>(1)令和6年度教育文化会館・大師分館・田島分館市民自主学級・市民自主企画事業選考会(非公開)</p> <p>(2)選考審査結果について(非公開)</p> <p>(3)教育文化会館・大師分館・田島分館の社会教育振興事業について(公開)</p> <p>(4)研究テーマについて(公開)</p>

決定・確認事項

- (2) 選考審査結果について
田島分館(諾2件、否0件)、教育文化会館(諾2件、否0件)
- (3) 教育文化会館・大師分館・田島分館の社会教育振興事業について
各館の実施事業について資料を確認。村社委員から実施中の「教文まつり」について説明。
- (4) 研究テーマについての意見交換
小島館長より川崎市社会教育委員会議教育文化会館専門部会研究報告書(案)「施設を有効活用した居心地の良いオープンスペースの設置」の説明。フォント等を整えて確定版とし、委員に郵送する。

主な意見

- ・研究テーマについての意見交換
 - (山澤部会長) 報告書の書体・フォントを統一する。
 - (箕輪委員) 黒丸になっている箇所に数字を入れる。
 - (箕輪委員) 今回委員を務めて区民のために教育文化会館・大師分館・田島分館が色々な事に考えて取り組んでいる事を初めて知った。とても勉強になった。
 - (杉山委員) コロナも落ち着いてきているので、研究テーマを基に色々な団体が利用して楽しく人が繋がり・広がっていく希望が見えて関わったことに感謝している。
 - (山澤部会長) コロナ禍での検討で心配はあったが、委員から貴重な意見をいただき、職員が先導し、委員と職員のチームワークの良さが報告書に結び付いたと実感している。
 - (村社委員) 移転までのあと約2年だが教育文化会館をより良くするために考えたい。最後

にこれが教育文化会館だという花を咲かせたい。

(権守委員) 川崎区文化協会でも子ども芸術祭を実施した際、昼食場所に1階のフリースペースを紹介する事が出来た。この会議に出席していたから伝えられたと感謝している。

(野口委員) 教育文化会館らしい内容に落ち着いて良かった。子ども会議でも昼食場所に1階のフリースペースを利用している。これからも地域教育会議として協力したい。

その他

・令和6年度第1回の日程について

第1回・・・6月の中旬で日程を調整する。

専門部会審議報告書

部会名	令和5年度第3回 川崎市社会教育委員会議 中原市民館専門部会
開催日時	令和5年12月15日(金) 10:00~12:30
場所	中原市民館 グループ室
出席者	<p><委員> 鈴木部会長、菊地副部会長、梶川委員、中道委員、但野委員、木村委員、日吉委員 (欠席者1名 滝沢委員)</p> <p><事務局> 福田館長、船津係長、大久保係長</p>
議事項目	<p>(1) 中原市民館の指定管理者制度導入に係る進捗状況について</p> <p>(2) 市民館と図書館合同で取り組む来年度の市制100周年事業について</p> <p>(3) 令和4・5年度審議テーマ「ふらっと立ち寄れる市民館」のまとめについて</p>

決定・確認事項

- (1) (2)
- ・教育委員会生涯学習推進課から専門部会委員へ説明があり、意見交換を行った。
- (3)
- ・中原市民館をさらに広く知ってもらうための取組の一つとして、中原市民館の動画作成を専門部会の有志の方で構成するワーキンググループで進め、ワーキンググループでの検討経過を専門部会に報告し、意見交換をしながら進めることを再確認した。
 - ・報告書については、2月の専門部会で最終的な案を提示するというスケジュールで進め、3月末までに完成させる。

主な意見

- ・指定管理者制度への移行が心配。
- ・指定管理者制度への移行について、各館の専門部会の委員に意見をもらえると良いのではないか。
- ・動画ワーキングは、メンバーを全員の委員としたい。
- ・報告書には、各委員の思いなどをつづってもらえたら良い。
- ・市民がふらっと立ち寄った際に受け止められる職員の専門性と、専門性を持つ職員を育てる環境が必要。

その他

傍聴者：1名

専門部会審議報告書

部 会 名	令和5年度第4回 川崎市社会教育委員会議 中原市民館専門部会
開催日時	令和6年2月17日（金） 13：30～16：15
場 所	中原市民館 音楽室
出席者	<p><委員> 鈴木部会長、菊地副部会長、梶川委員、中道委員、但野委員、滝沢委員、木村委員 （欠席者1名 日吉委員）</p> <p><事務局> 福田館長、船津係長、大久保係長</p>
議事項目	<p>(1) 令和6年度中原市民館市民自主学級・市民自主企画事業企画提案会</p> <p>(2) 令和6年度中原市民館市民自主学級・市民自主企画事業の選考（非公開）</p> <p>(3) 令和4・5年度審議テーマ「ふらっと立ち寄れる市民館」のまとめについて</p>

決定・確認事項

- (1) (2)
- ・ 4団体から企画提案を受け、専門部会委員による選考を行い、諾否を決定した。
- (3)
- ・ 動画作成ワーキングを今年度中にもう1回開催する。
 - ・ 各委員から2年間委員として携わった感想などについて200～300文字程度の原稿を記載いただき、報告書に掲載する。

主な意見

- ・ 企画提案会では、各団体からの最後のアピールがあって良かったと思う。

その他

傍聴者：なし

専門部会審議報告書

部会名	令和5年度第7回 社会教育委員会議高津市民館専門部会
開催日時	令和5年12月5日（火）13時30分～15時20分
場所	高津市民館 11階 第4会議室
出席者	迎部会長、角田副部会長、志水委員、仙北谷委員、田村委員、松崎委員、川口委員、渡部委員 事務局：坂尾館長、岡部分館長、細谷係長、下間係長、本郷職員（記録）
議事項目	(1) 第6回専門部会摘録(案)について (2) 令和5年度高津市民館・橘分館事業計画について (3) 市民自主学級・市民自主企画事業について (4) 高津市民館専門部会の調査審議事項について

決定・確認事項

- (1) 前回専門部会の摘録の確認を行った。
- (2) 令和5年度高津市民館・橘分館事業計画について報告を行った。
- (3) 市民自主学級・市民自主企画事業について
- (4) 高津市民館専門部会の調査審議事項
- (5) その他

主な意見

- (1) 修正等なし。
- (2) 令和5年度平和人権学習の計画についての質問。実施前につき、計画等を報告した。
(令和5年は関東大震災100年につき、大規模災害と人権や地域での備えについて学ぶ計画)
- (3) 市民自主学級・市民自主企画事業について資料を基に説明
申し込み状況・申込の条件・個人情報の取り扱い・提案の市民団体からの収支報告について
質問があったが、要綱に基づき説明
- (4) 市民館専門部会の調査審議事項
 - ① プラザ橘まつりについて 実施報告 参加人数 433人
 - ② 報告書(案)について 事務局より資料を基に説明
本文内容についての表現や盛り込む内容についての意見あり（利用状況についての記載方法・提言内容についての補足等）
- (5) ロビーの市民利用用コピー機設置の進捗状況 準備中

その他

傍聴者：3人

専門部会審議報告書

部 会 名	令和5年度第8回 社会教育委員会議高津市民館専門部会
開催日時	令和6年2月24日（土） 15時15分～16時
場 所	高津市民館 11階 視聴覚室
出席者	迎部会長、角田副部会長、川口委員、志水委員、松崎委員、渡部委員 事務局：坂尾館長、岡部分館長、細谷係長、下間係長、白井職員（記録）
議事項目	(1) 第7回専門部会摘録(案)について (2) ベンチの設置について (3) 高津市民館専門部会の報告書について

決定・確認事項

- (1) 前回専門部会の摘録の確認を行った。
- (2) 受付前にベンチ2台設置済みの報告を行った。
- (3) 専門部会報告書について、前回専門部会からの修正点の確認を行った。

主な意見

- (1) 修正等なし。
- (2) 意見等なし。
- (3) ① 24ページの6段目にある「多くの団体が再開に向けて取り組んでいるが、まだ回復の途上にあると言える。これは非常に大きなテーマで、一朝一夕で成し遂げられるものではないが、上記の取組を積み重ねることで、一步一步進めていきたい。」の積み重ねるの前に「広報の充実」など具体的な取組を追加した方が文章に説得力があるのではないか。
- ② 45ページ右上「令和6年度2月〇〇日時点」はこれから日付が入るという認識で間違いないか。
- ③ 46ページ最上部の罫線が一部消えている。
- ④ 4ページにある年間利用者数について、令和4年度は数字が反映されていないが、体感的にどのように感じているか？
- ⑤ 令和5年度の予測値としては令和元年と令和2年の間くらいの数字か。
- ⑥ 数字が反映されていない部分はどうか。

その他

傍聴者：なし

専門部会審議報告書

部 会 名	令和5年度第4回川崎市社会教育委員会議宮前市民館専門部会
開催日時	令和6年2月18日（日） 13:15～16:45
場 所	宮前市民館 大会議室
出席者	<p><委員> 川西和子（部会長）、山本良子（副部会長）、山本太三雄、高久寛、 榎崎光雄、當間幸江</p> <p><事務局> 大木館長、徳原係長、齋藤主任、星野主任、篠原主任、加古主任（宮前市民館）、田添分館長（菅生分館）</p>
議事項目	<p>1 令和6年度市民自主学級・市民自主企画事業の提案について</p> <p>2 報告事項</p> <p>3 協議事項</p> <p>4 その他</p>

決定・確認事項

- 1 令和6年度市民自主学級・市民自主企画事業の提案について
 宮前市民館及び菅生分館に対して応募のあった企画提案について、提案者からのプレゼンテーション及び質疑応答を行い、令和6年度市民自主学級・市民自主企画事業の選考を実施した。
- 2 報告事項
 - (1) 宮前市民館・菅生分館の社会教育振興事業について
 社会教育振興事業の内容について、資料に基づき事務局から説明を行った。
- 3 協議事項
 - (1) 今期の研究課題について
 研究報告書のタイトルと構成等について、意見交換を行った。
 - (2) 令和6年度宮前市民館・菅生分館の課題別連携事業について
 資料に基づき事務局から説明を行い、承認された。

主な意見

- 2 報告事項
 - (1) 宮前市民館・菅生分館の社会教育振興事業について
 - ・市民館も菅生分館も活動する人数が増えてきているが、どのような活動が行われているか知らない人は全然知らない状況である。菅生分館だよりの1月号のように、年1回程度は施設を利用しているグループの内容や活動日などを紹介すればいいのではないか。
 - ・市民館事業が充実していくよう、区民の力をもっと借りて、企画に市民のアイディアを取り込めたら良いと思っている。
 - ・サークルカードは団体しか登録できないが、活動できる人は個人でも登録できるようにしてはどうか。例えば、夏休み子どもあそびランドの「達人」も、個人版のサークルカードから探せるようなしくみにすることも考えられる。
 - ・スマホで情報を得ている人が多いので、「宮前市民館だより」がインターネットで見つけやすくなれば、参加者も増えるのではないか。

3 協議事項

(1) 今期の研究課題について

- ・もっと市民館の素晴らしい活動が伝わるようにとの問題意識から、「宮前市民館だより」の記事を分析・検証し、インタビューを行い、紙面の見直しを行ってきた今期の取組を記録することとした。
- ・タイトルは、これまでの検討経過や市民館について「知ってもらい、参加してもらい、好きになってもらう」ことができるようにとの願いも込め「人と人を繋ぐ市民館であるために Ⅱ ～市民館と市民の情報共有に向けて～」とし、部会長を中心として報告書を取りまとめていく。

4 その他

- ・宮前市民館に愛称が付けばもっと親しみやすくなると思うが、タイミングとしては、市民館が鷺沼に移転するときに愛称を付けたらいいのではないか。

その他

傍聴者：なし

専門部会審議報告書

部 会 名	令和5年度第4回 麻生市民館専門部会
開催日時	令和6年2月17日（土） 午後1時00分～5時00分
場 所	麻生市民館 大会議室
出席者	井上 俊夫、横川 博行、山本 浩之、菅原 陽子、徳田 富美恵、田澤 梓、角田 季美枝、角南 ゆり絵 事務局：齊藤館長、相澤分館長、内藤係長、江上係長、照井主任、石田職員、田中職員
議事項目	(1) 令和6年度市民自主学級・市民自主企画事業の提案（公開） *選考会は非公開 (2) 令和4・5年度報告書（案）について（公開） (3) その他（公開）

決定・確認事項

- 1 市民自主学級の選考について
麻生市民館（諾1件）
- 2 市民自主企画事業の選考について
麻生市民館（諾2件） 岡上分館（諾1件）
- 3 報告書について

主な意見

- 令和4・5年度報告書（案）について
- ・現在のとりまとめ状況について報告
 - ・今後の修正点について説明
 - ・委員に、内容確認後に修正箇所についての報告を依頼

その他

傍聴者：企画提案会1名、議事0名

専門部会審議報告書

部 会 名	令和5年度第3回川崎市社会教育委員会議有馬・野川生涯学習支援施設専門部会
開催日時	令和6年3月5日（火）10:00～12:00
場 所	有馬・野川生涯学習支援施設 グループ室
出席者	<p><委員> 小倉敬子（部会長）、生駒みを（副部会長）、本田明子、加賀勉、大島孝夫、津田知充、永野勝、鴨志田由美</p> <p><事務局> 大木館長、牧畑係長、加古主任（宮前市民館）</p> <p><指定管理者> 本田館長、三枝（アクティオ株式会社）</p>
議事項目	<p>(1) 令和5年度事業運営実施報告について</p> <p>(2) 令和5年度利用実績・事業・収支報告について</p> <p>(3) 令和6年度事業計画（案）について</p> <p>(4) その他</p>

決定・確認事項

- 1 令和5年度事業運営実施報告について
資料に基づき、有馬・野川生涯学習支援施設館長から説明を行った。
- 2 令和5年度利用実績・事業・収支報告について
資料に基づき、同館長から説明を行った。
- 3 令和6年度事業計画（案）について
資料に基づき、同館長から説明を行った。

主な意見

- 1 令和5年度事業運営実施報告について
 - ・地域関連事業として、有馬中学校の「2大フェスタへのボランティア協力」があるが、野川中学校には依頼していないのか。遠くまでわざわざ来てもらうのも悪いといった理由で遠慮していた部分もあると思うが、ぜひ次回は2校に声をかけてもらいたい。
 - ・ボランティアの中学生に何をやりたいか意思を確認し、自主的に加わってもらうといい。
 - ・有馬小学校では、市制100周年ということで、子どもと地域がつながっていくよう、「学校を知る、地域を知る、川崎を知る」という取組を行っており、子どもたちが主体的に地域に入り、住民とじかに接し、インタビューまでできるようになった。ポスターコンクールではアリーノに協力してもらい、アリーノニュースにも掲載された。
 - ・令和5年度は、アウトリーチ企画として野川小学校で音楽コンサート「音のヨガ」を実施したとのことだが、今後はアウトリーチ企画をきっかけにアリーノに足を運んでもらえるよう、講師がアリーノで行っている取組を紹介してほしい。
- 3 令和6年度事業計画（案）について
 - ・令和6年度の事業計画として新規事業が7つあるとのことだが、「こどもお片付け講座」や「運動会写真の撮り方講座」など飛びつきたくなるような多く講座があり、とてもいいと思う。

その他

傍聴者：なし

専門部会審議報告書

部会名	令和5年度 第4回図書館専門部会
開催日時	令和6年2月26日(月) 10:00~12:00
場所	中原図書館多目的室
出席者	<p>委員：菅原委員、今野委員、渡部委員、吉田委員、青柳委員、渡邊委員 平木委員、元木委員、小野委員、千委員（10名出席）</p> <p>※川崎市社会教育委員会議規則第6条第6項（過半数以上の出席）の規定に基づき定数を満たし本会議は成立した。</p> <p>図書館：横田・川崎図書館長、土屋・幸図書館長、小島・中原図書館長、 澁谷・高津図書館長、舟田・宮前図書館長、丸山・多摩図書館長、 小嶋・麻生図書館長</p> <p>事務局：中原図書館：能塚・庶務係長、笛木課長補佐・資料調査係長、 飯草課長補佐・図書館ネットワークシステム担当 伊藤主任・荒井会計年度任用職員</p>
議事項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 資料確認 2 令和5年度第3回議事録確認 3 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各事業の実施等について (2) その他 4 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 図書館専門部会研究活動報告書(案)の最終確認について

決定・確認事項

- ・令和4・5年度図書館専門部会研究活動報告書について、前回までの各委員からの意見を反映させた活動報告書(案)を作成、委員の確認後、報告書として確定した。

主な意見

- (1) 川崎の読書環境を良くしたいということで色々発言させて頂いた。文庫活動を続けていく中で、子どもたち自身が求めているけれど場所がない。子どもたちを見守るコミュニティ、地域の見守り態勢のようなものの上に、図書館があればよいのではと感じた。
- (2) 図書館の「見える化」ということを提案させて頂いた。実際に見える化という言葉为契机に、図書館が行っていることをわかりやすく伝える、見える化するという動きを進めていければよい。
- (3) 学校司書にも、この専門部会での提言が伝わっていけばよい。
- (4) 今期は今後の市民館・図書館のあり方をベースとして、その中に示されている「行きたくなる図書館、まちに飛び出す図書館、地域の‘チカラ’を育む図書館」の3つの視点を基に、「人づくり、つながりづくり、地域づくり」の3つの枠組みのどこに属するのかという観点で検証を行った。それを最終的に報告書としてとりまとめた。
- (5) 指定管理者制度については、専門部会でどう取り扱うっていくのかということが課題であったが、図書館専門部会の趣旨をふまえての検討事項とした。

その他

傍聴者：3名

専門部会審議報告書

部 会 名	令和5年度第4回 専門部会
開催日時	令和6年3月24日（日）
場 所	日本民家園 原家住宅2階
出席者	委 員 高橋部会長、大野副部会長、菅野委員、野尻委員、長谷川委員、柴田委員、松本委員、今委員、原田委員 事務局 澁谷園長、東担当係長、葉山担当係長、藤川担当係長、真保職員
議事項目	令和5年度事業評価について

決定・確認事項

令和5年度の事業評価、項目ごとに外部評価を行った。評定意見の原案作成については、文化財の保存・調査研究の推進、展示の充実、教育普及活動の充実について、博物館経営の強化、利用者の利便性・安全性の向上について確認した。

主な意見

- ・評価シートの各項目の数値について、コロナ禍以前の数値とも比較したい。
- ・特別利用申請の件数や資料の貸出件数などを評価対象にできるように検討してほしい。
- ・評価 ABC について、目標が高すぎると A を付けられないので、目標設定の時点で検討したほうがよい。
- ・展示点検は博物館と実施してほしかった。イベント等で人出が取れないのであれば、人の割り振りを考えるべき。
- ・子ども向けの企画展解説はよかった。子ども向けと大人向けの割合を考えてもいいかもしれない。
- ・大学の特別利用受け入れは、かなり活用できている。なかかな大学で利用してもらうことは少ないので、民家園ならではの非常にいい取り組みである。

その他

傍聴者：1名

専門部会審議報告書

部会名	令和5年度第3回 青少年科学館専門部会
開催日時	令和5年12月1日（金）～23日（土）のうち4日間（事業視察等）
場所	青少年科学館 プラネタリウム・実験室
出席者	〈参加委員〉服部委員、南條委員、佐藤委員、山岡委員、栗芝委員、眞壁委員 〈事務局〉弘田係長、高中係長、杉浦指導主事、内藤職員、服部職員、田中職員、三浦職員
議事項目	青少年科学館視察等 各委員の希望内容・日時に合わせ、事業を見学していただき、職員が解説、質疑応答や指導助言をいただいた。

決定・確認事項

- 12月1日（金）学校支援（地層観察）、収蔵庫見学、アストロテラス公開（佐藤委員）
- 12月3日（日）子ども創意くふう教室（服部委員）
- 12月7日（木）アストロテラス公開（南條委員）
プラネタリウム一般投影（南條委員・栗芝委員）
ベビー&キッズ投影（眞壁委員）
- 12月23日（土）星を見るタベ（山岡委員）

主な意見

- 地層観察は子どもの興味を引き出す問いかけを交えたわかりやすい解説だった。1グループにつき解説員1名であるため、解説時に見張りを置いた方がよい。学校に下見の時に補助について伝えるとよい。
- 全体的によく整理されている。固定棚なので資料の移動もしやすい。現在は問題ないが、収蔵庫の収容率が80%を超える頃には収蔵スペース獲得に向けた検討が必要。
- アストロテラスはせっかくよい設備があるので、もっと多くの人に（天体を）見てもらえるとよい。
- 子ども創意工夫教室は子どもたちが考え、他者と共有する内容であったため、創意工夫に繋げる参考になった。子どもたちに考えさせる内容のものをもっとやるとよい。
- 一般投影は、星空だけでなくCG画像もあり迫力が合って分かりやすい。
- ベビー&キッズ投影は、投影時間もちょうどよく、子どもや保護者の興味のある星座を案内していた。なじみのある音楽や流れ星などの動きのある演出で泣きやむ様子も見られた。子どもだけでなく、保護者も楽しめる内容が含まれるとよい。保護者が楽しめるの良い口コミが広がっていく。
- 保護者がイベントの収集する手段はSNSが主流。具体的な内容がわかると安心して参加できるので、投影後に今回の投影に関することや次回予告など、定期的にSNSで発信して欲しい。
- 星を見るタベについて、寒い中は辞めに受付を始めた配慮はよかった。スタッフの役割分担がよくできていて流れもよかった。事故対応等のマニュアルが必要なのではないか。

その他

専門部会審議報告書

部会名	令和5年度第4回 青少年科学館専門部会
開催日時	令和6年3月14日(木) 14:00~15:55
場所	青少年科学館 自然学習棟2階 学習室
出席者	<p><委員> 服部委員、南條委員、上野委員、高橋委員、川島委員、山岡委員、栗芝委員 (欠席: 佐藤委員、常喜委員、真壁委員)</p> <p><事務局> 久保館長、弘田係長、高中係長、杉浦指導主事、渡邊係長、齋藤主任、内藤職員、加藤職員(指定管理者)</p>
議事項目	<p>(1) 令和5年度事業評価について</p> <p>(2) 報告事項(第3回専門部会(事業視察)について)</p>

決定・確認事項

- (1) 令和5年度事業評価について
 自然、天文、科学の各分野における展示、教育普及、調査研究、収集保存、ネットワーク、管理運営の各事業の実施状況について報告を行い、質疑応答の上、事業評価を行った。
- (2) 報告事項
 第3回専門部会(事業視察)について報告した。

主な意見

- (1) 県内の自然史資料としても、おそらくは最古の一つに属すると考えられる年代の標本や、日本全国でも当科学館にしかないものなど、誇れる資料がある。館としても市としても、内外に十分アピールできるものなので、今後有効に活かされることを願う。
- (2) 博物館活動(資料収集や調査研究)の中で得られた情報や調査研究成果などのオリジナルな部分を、(SNSなどの)ツールを活用して発信するべきではないか。
- (3) 科学の興味の入口になるような情報発信していけば、ここに集まってくる子ども達が様々な発見ができるのではないか。
- (4) 常設展示は固定化されている設置部分が多くを占めるが、リニューアルから年数を経て、固定化されている中でも検討、改善する必要がある。
- (5) 調査研究の成果は紀要以外にも積極的に発表すべきであるし、実績としても主張すべき。
- (6) 紀要の作成手法等については今後改善に向けた検討が必要である。
- (7) 小学校の校外学習では、学習指導要領をベースにしてプログラムを組んでおり、知識・理解・思考力の育成の助けになるだけでなく、空間的な広がりや時間的なものの見方をここに来て学べるということが非常にありがたい。また、学習指導要領の中だけでは子どもたちの関心というのは高まらないが、科学館の役割として自然科学への関心を高めるといった役割を十分に果たしている。

その他

傍聴者：なし

川崎市市民館条例の一部改正の方針について
川崎市立図書館条例の一部改正の方針について

1 条例改正までの経緯

(1) 「今後の市民館・図書館のあり方」(令和3(2021)年3月策定)

社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中、市民館・図書館が、地域の中でそれぞれの機能を最大限に発揮しながら、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、その役割を果たしていくため、それぞれの施設運営や施設整備の方向性を示すものとして策定しました。

10年後の未来に向けて

「人生100年時代の生涯学習社会の実現」～生涯を通じた学びと成長～

10年後の川崎の未来に向けて、「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」を通し、持続可能な地域づくりと安心して暮らし続けられるしくみづくりを進め、人生100年時代の生涯学習社会を実現する。

今後求められる役割

「学びと活動を通じたつながりづくり」

市民館・図書館は、市民自身が学習の成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、更なる学びにつなげていくとともに、学びと活動を循環させることで、持続可能な社会の実現に向けた「人づくり」や「地域づくり」が図られるよう、それぞれの強みや資源を活かした連携を進めながら、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしていく。

今後のめざす方向性

行きたくなる市民館・図書館

～利用及び参加の更なる促進～

「誰もが行きやすい・参加しやすい」、
「また行ってみたい・参加したい」市民館・
図書館となることをめざす。

まちに飛び出す市民館・図書館

～身近な地域に立脚した取組の推進～

まちに広がり、つながり、地域の誰もが身
近に感じるような市民館・図書館となること
をめざす。

地域の“チカラ”を育む市民館・図書館

～地域資源や担い手づくりの推進～

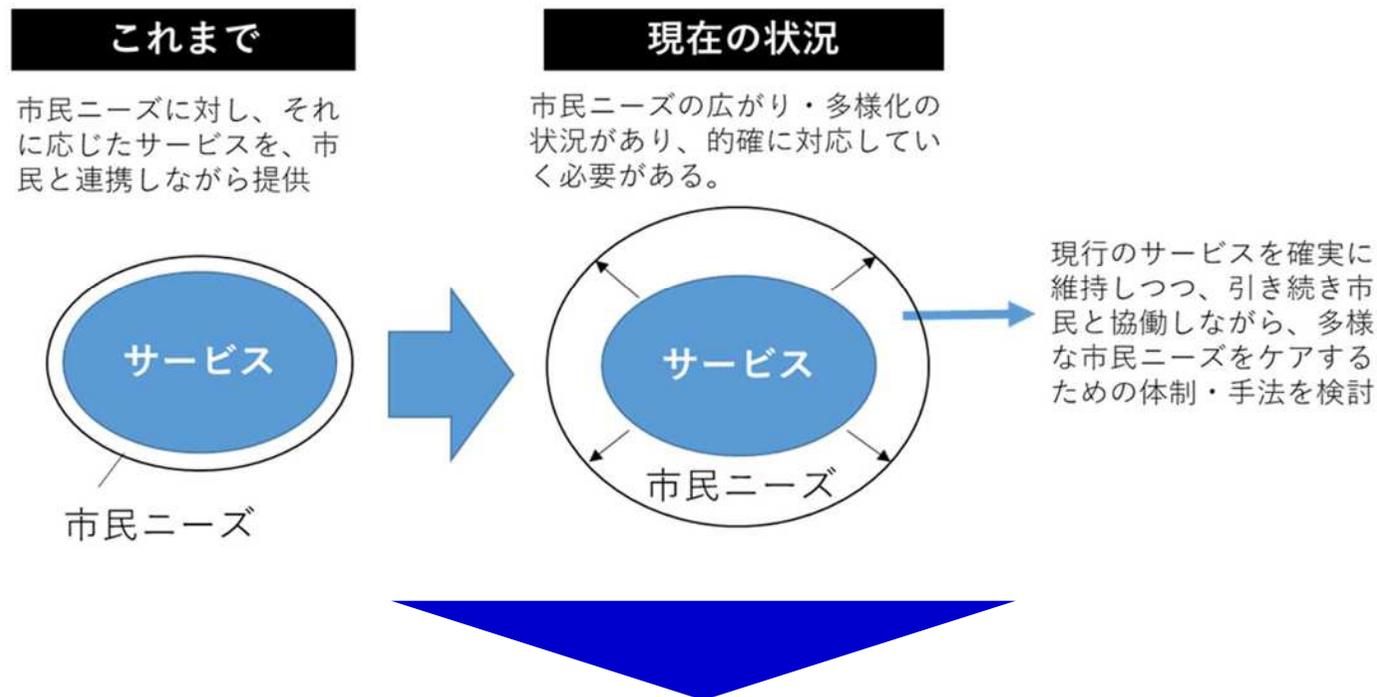
人づくり、つながりづくりを支える市民
館・図書館となることをめざす。

<効率的・効果的な管理・運営手法の検討>

今後の管理・運営に当たっては、それぞれの施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理を実施し、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していく。

(2) 「市民館・図書館の管理・運営の考え方」(令和4(2022)年8月策定)

市民からの多様なニーズに的確かつ柔軟に対応し、従来からの事業・サービス水準をしっかりと維持しつつ、新たな取組を展開していくために、「今後どのような管理・運営の手法が、「今後の市民館・図書館のあり方」実現のために適しているのか」、「生涯学習推進の拠点として最も市民ニーズに沿った市民館・図書館であるためにどうしたらよいのか」という視点に立ち、効率的・効果的な管理・運営手法を検討しました。



多様なニーズ・課題への対応に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用しながら、事業・サービスの質を向上させつつ、これまでの本市が培ってきた知識・経験の継続や、公共性にしっかりと配慮した上で、市民館及び図書館の新たな管理・運営手法として、「指定管理者制度」の導入を行うこととしました。

川崎市市民館条例及び川崎市立図書館条例の一部改正の方針について

2 指定管理者制度導入予定時期

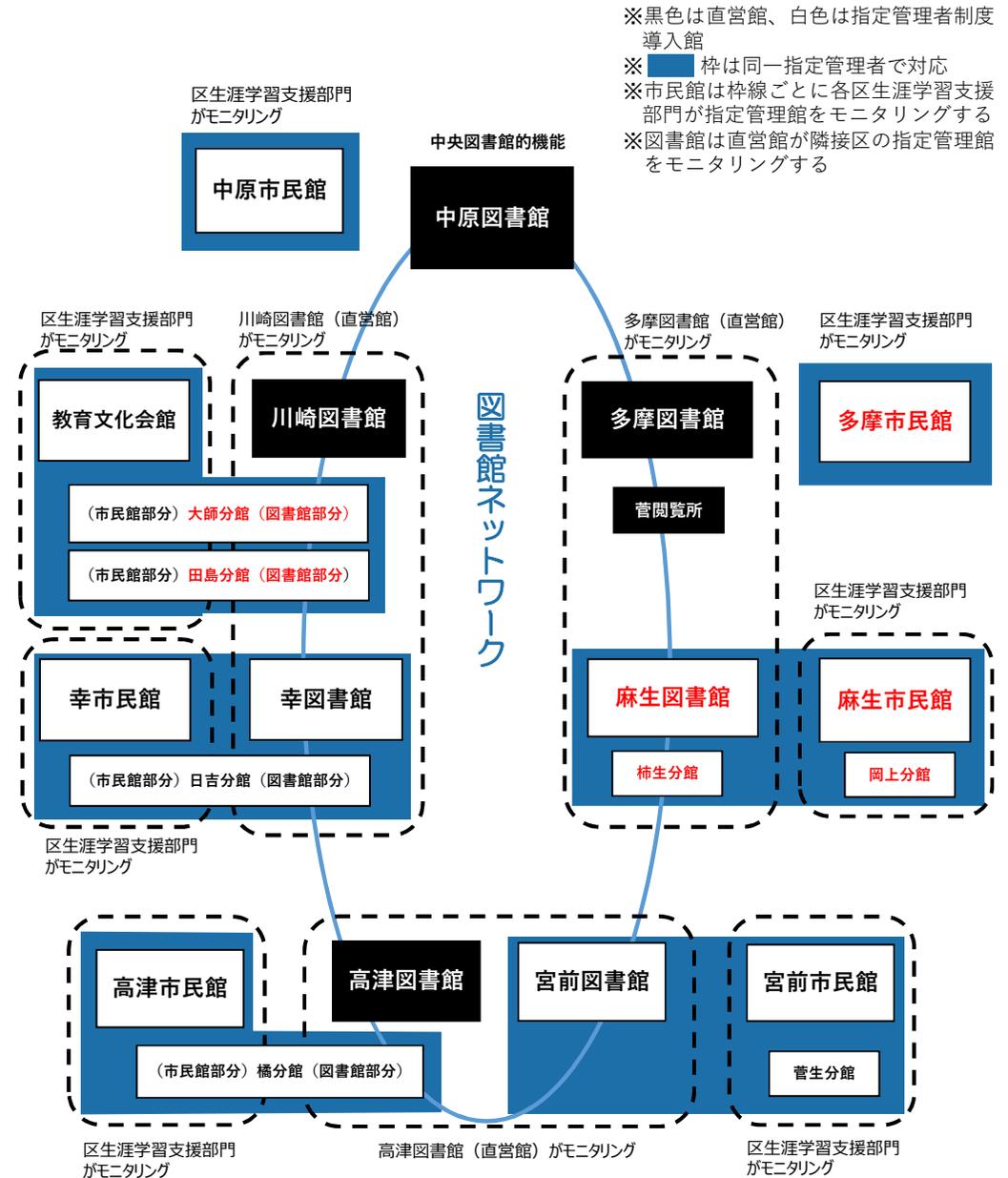
【市民館】

市民館名	導入予定時期
教育文化会館	令和8（2026）年2月
大師分館（プラザ大師）	令和8（2026）年2月
田島分館（プラザ田島）	令和8（2026）年2月
幸市民館	幸市民館の改修工事後
日吉分館（プラザ日吉）	幸市民館の改修工事後
中原市民館	令和7（2025）年4月
高津市民館	令和7（2025）年4月
橘分館（プラザ橘）	令和7（2025）年4月
宮前市民館	宮前市民館の移転後
菅生分館	宮前市民館の移転後
多摩市民館	令和8（2026）年4月
麻生市民館	令和8（2026）年4月
岡上分館	令和8（2026）年4月

【図書館】

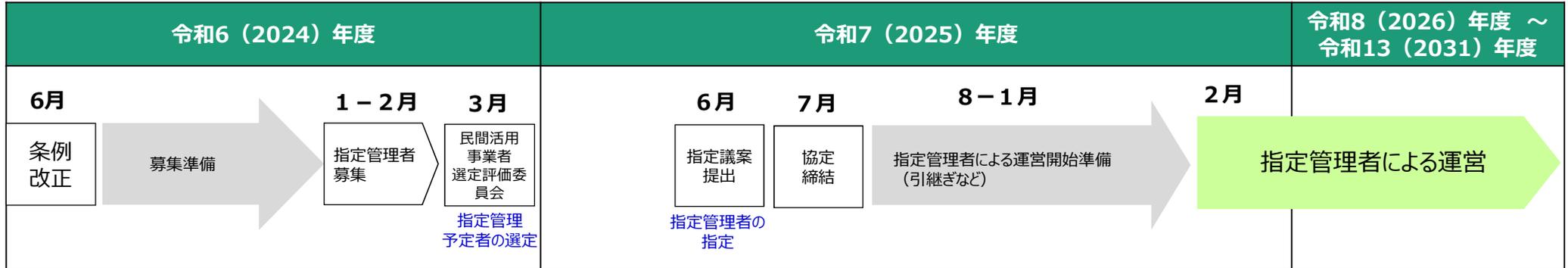
図書館名	導入予定時期
川崎図書館【直営館】	—
大師分館（プラザ大師）	令和8（2026）年2月
田島分館（プラザ田島）	令和8（2026）年2月
幸図書館	幸図書館の改修工事後
日吉分館（プラザ日吉）	幸図書館の改修工事後
中原図書館【直営館】	—
高津図書館【直営館】	—
橘分館（プラザ橘）	令和7（2025）年4月
宮前図書館	宮前図書館の移転後
—	—
多摩図書館【直営館】	—
麻生図書館	令和8（2026）年4月
柿生分館	令和8（2026）年4月

3 指定管理者制度導入後の各館関係図

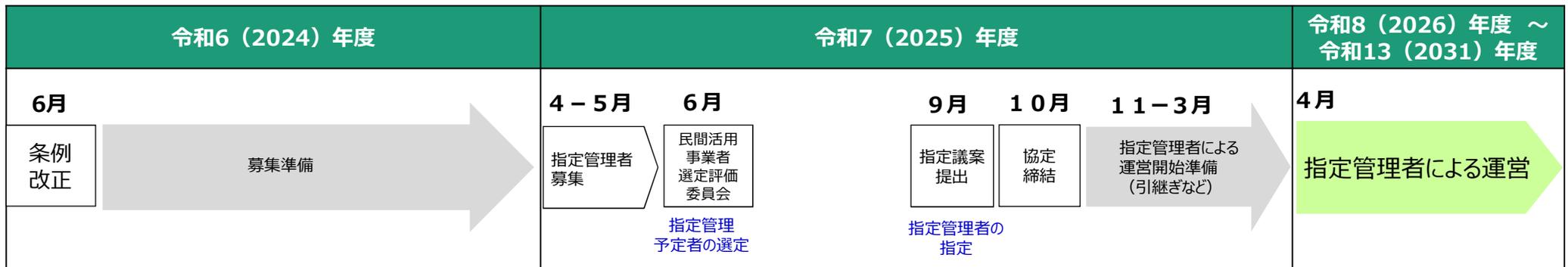


4 導入スケジュール

川崎図書館大師分館、川崎図書館田島分館



多摩市民館、麻生市民館、麻生市民館岡上分館、麻生図書館、麻生図書館柿生分館



5 条例改正の方針

(1) 川崎市市民館条例（昭和47年川崎市条例第38号）

川崎市多摩市民館、川崎市麻生市民館及び川崎市麻生市民館岡上分館に指定管理者制度を導入するため、「川崎市市民館条例」第4条の2に対象となる施設名称を追加するなどの改正を行うもの

【参考】川崎市市民館条例（抜粋）

（指定管理者）

第4条の2 教育委員会は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するものに市民館（川崎市中原市民館、川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橋分館に限る。以下この条から第4条の4まで、第4条の5第2項及び第11条の2において同じ。）の管理を行わせる。

(2) 川崎市立図書館条例（昭和25年川崎市条例第32号）

川崎市立川崎図書館大師分館、川崎市立川崎図書館田島分館、川崎市立麻生図書館及び川崎市立麻生図書館柿生分館に指定管理者制度を導入するため、「川崎市立図書館条例」第5条に対象となる施設名称を追加する改正を行うもの

【参考】川崎市立図書館条例（抜粋）

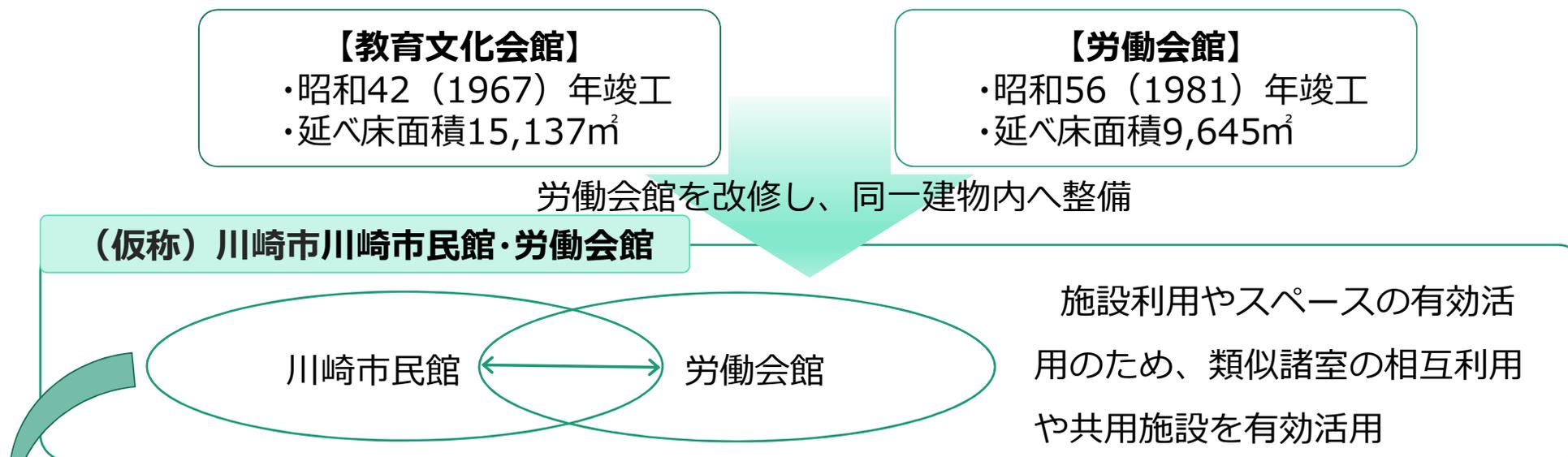
（指定管理者）

第5条 教育委員会は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するものに図書館（川崎市立高津図書館橋分館に限る。以下この条から第7条まで及び第8条第2項において同じ。）の管理を行わせる。

労働会館改修工事等における工事請負契約の締結状況、工事スケジュール、「(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館条例」の方向性、災害時の対応等について、御報告いたします。

1 再編整備の概要

川崎市教育文化会館（以下「教育文化会館」という。）と川崎市立労働会館（以下「労働会館」という。）の再編整備に併せて、現在の労働会館を大規模改修し、(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館（以下「新施設」という。）を設置することにより、それぞれの館がこれまで行ってきた社会教育振興事業と勤労者福祉事業を継続するとともに、2つの機能が同一建物内に設置されていることのメリットを活かし、幅広い利用者層に対応した事業・サービスを推進していくものです。



内容	制度所管	手法	運営所管
社会教育振興事業	教育委員会事務局	補助執行	川崎区
勤労者福祉事業	経済労働局	-	経済労働局
施設及び設備の維持管理・使用許可	経済労働局	事務委任	川崎区
	教育委員会事務局		

※日常的な施設等の維持管理・使用許可は川崎区を運営所管として指定管理者が行います。

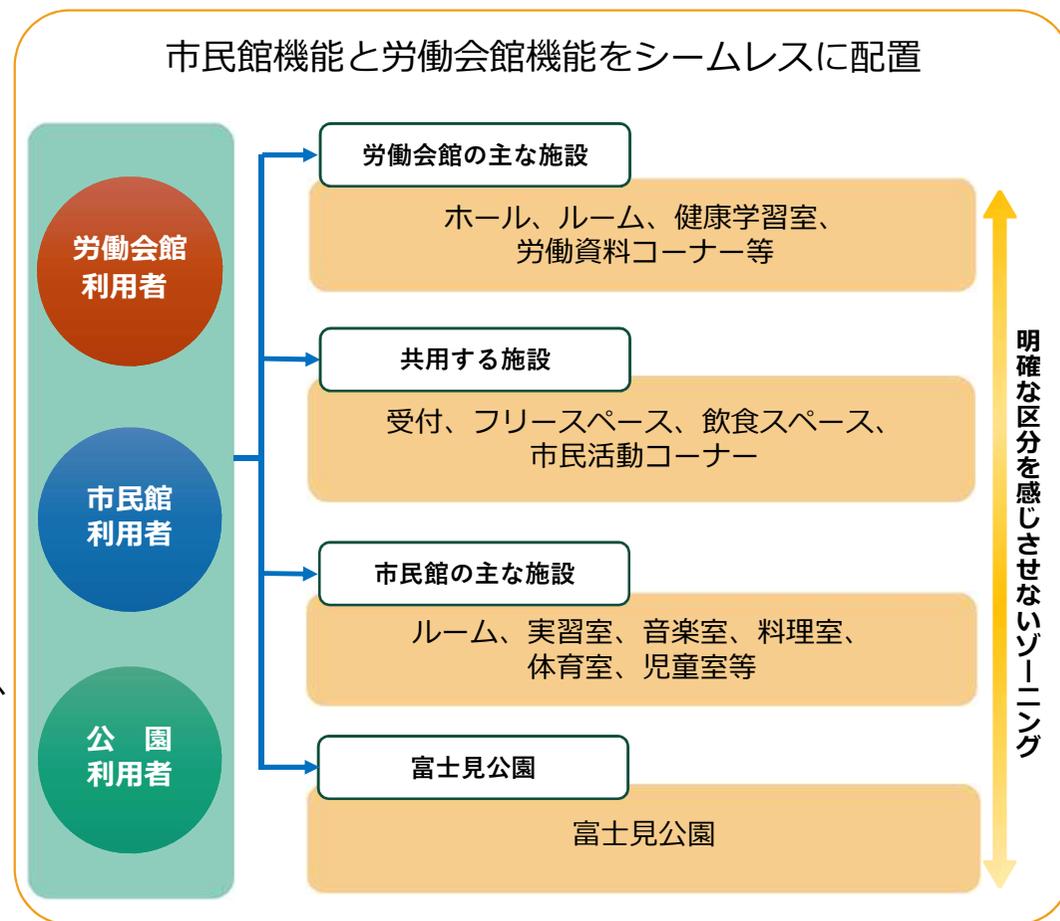
(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館の再編整備について

2 これまでの経過

平成30（2018）年3月に「川崎区における市民館機能のあり方について～再編整備の方向性～」を取りまとめ、川崎区の市民館機能を再編整備し、労働会館内に移転することを決定して以降、施設整備と管理運営の両面から検討を進め、令和3（2021）年1月に「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、大規模改修により改築と同程度の機能改善が見込まれることなどを踏まえ、大規模施設の複合化・長寿命化のモデル事業として、計画的に大規模改修を実施することや市民館機能と労働会館機能をシームレスに配置することを決定しました。

また、令和3（2021）年5月から実施設計を行うとともに、令和4（2022）年8月に「（仮称）川崎市民館・労働会館 管理運営計画」を策定し、事業計画、施設利用計画、指定管理者による運営等の基本的な考え方を明確にした上で、令和4年度予算として、約49.6億円を計上しました。

【施設構成（基本計画策定時点）】



時期	事項
平成30（2018）年3月	「川崎区における市民館機能のあり方について～再編整備の方向性～」策定
平成31（2019）年3月	「川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想」策定
令和3（2021）年1月	「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」策定
令和3（2021）年5月	実施設計着手
令和4（2022）年8月	「（仮称）川崎市民館・労働会館 管理運営計画」策定

(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館の再編整備について

3 改修工事について

改修工事について、諸室の配置計画の確定や機能、仕様等の具体化に向けた詳細設計及び資材高騰の影響等により、当初予算から約20億円増額（総事業費：約69.1億円）した上で、令和5（2023）年3月に「労働会館改修工事」の入札を行いました。が、予定価格超過により入札不調となり、関連する工事の入札は中止となりました。

入札不調後、建設業者などへのヒアリングから建築コストの高騰、工事内容の捉え方、入札競争性の低下を入札不調の原因として捉え、工事費を約10億円増額（総事業費:約79.1億円）するとともに、仕様、工事発注方法等の見直し等を行った上で、再度入札を行ったところ、次のとおり落札者が決定したことから、令和6（2024）年3月25日（労働会館改修昇降機設備工事は同年3月28日）に工事請負契約を締結しました。

NO.	工事名	契約の相手方	契約金額
1	労働会館改修工事	前田建設工業（株）	41億4,700万円
2	労働会館改修電気設備工事	丸井・光陽共同企業体	13億1,351万円
3	労働会館改修空気調和設備その他工事	研空・稲水共同企業体	18億1,500万円
4	労働会館改修舞台照明設備工事	（株）光陽電業社	2億2,218万9千円
5	労働会館改修舞台音響設備工事	辰野電設（株）	2億2,080万3千円
6	労働会館改修昇降機設備工事	三精テクノロジーズ（株）	2,310万円
契約金額の合計			77億4,160万2千円

※「労働会館改修工事」のうち労働会館内の舞台装置等の廃棄については、改修工事の契約金額の範囲内で、別途、本市と産業廃棄物処理事業者で委託契約を締結しました。

(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館の再編整備について

5 条例制定等について

(1) 概要

新施設については、フロアや諸室で教育文化会館と労働会館の機能を明確に区分せず、一体的かつシームレスな形で設置・運営することに大きな特徴があることから、施設の管理区域を明確に区分する個別条例の改正ではなく、施設の設置目的や利用料金等を包含する複合施設条例「(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館条例」を制定します。

また、条例は経済労働局と教育委員会事務局で共管とし、土地、建物、備品等の財産については、経済労働局が単独所管します。

条例の建付け	条例所管	財産所管
複合施設条例 ((仮称)川崎市川崎市民館・労働会館条例)	共管 (経済労働局・教育委員会事務局)	単独所管 (経済労働局)

(2) 主な内容

ア 名称、利用時間、休館日

新施設については、川崎区の市民館として位置付けることから、名称は「川崎市川崎市民館・労働会館」とし、分館に大師分館及び田島分館を置き、利用時間等は労働会館と同様とする予定です。

名称	利用時間	休館日
川崎市川崎市民館・労働会館	午前9時から 午後9時30分まで	12月29日から翌年の 1月3日までの日
川崎市川崎市民館・労働会館 大師分館、田島分館	午前9時から 午後9時まで	

(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館の再編整備について

イ 設置目的

市民館条例の「市民の教養の向上を図ること」及び労働会館条例の「労働組合その他諸団体の健全な発達を図り、及び労働者の勤労意欲の向上を図ること」に加え、複合施設の特性を活かし、「利用者の交流を促進すること」を設置目的とする予定です。

ウ 利用区分

令和4年度に実施した教育文化会館、市民館・分館及び労働会館における利用時間の実態調査において、現在の利用区分（午前、午後、夜間）でおおむね8割程度の充足率となっていること、利用団体の入れ替え、忘れ物の確認等に要する区分間の時間（インターバル）が必要であるとの利用者意見が多いことから、ホールやルーム等については、他の市民館や、労働会館と同様に午前、午後、夜間の利用区分とする予定です。

新たに整備するスタジオ、オンラインルームについては、他の市民館や労働会館に同様の諸室がないことから、各室の特徴や他の類似施設での利用区分を踏まえ、1時間単位の利用区分とする予定です。

諸室	午前	午後	夜間
大ホール、ミニホール	9:00～11:30	12:30～16:30	17:30～21:30
ルーム、料理室など	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:30
スタジオ、オンラインルーム	時間貸（1時間単位）		

(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館の再編整備について

エ 利用料金

利用団体によって利用料金を区分せず、一本化した料金体系とします。また、受益者負担の原則により、利用者の適正かつ公平、公正な負担を求めることを基本とし、具体的な金額については、他の市民館、教育文化会館及び労働会館の料金体系や市内外の類似施設の利用料金等を参考に上限額を設定します。

オープンスペースについては、原則、無料としますが、料理室と一体的に利用する場合など、占有する場合には有料とする予定です。

また、駐車場についても、適正な受益者負担の考えから有料とし、近隣の施設の状況を踏まえ、利用料金の上限額を設定する予定です。

なお、駐輪場については、無料とする予定です。

オ 指定管理者

新施設は、複合施設である特性を十分に活かし、施設の一体的な運営や利便性を確保するため、一つの指定管理者が施設全体の管理運営を行います。指定管理の対象範囲は、新施設、大師分館及び田島分館とする予定です。

また、利用料金制を導入し、利用料金は指定管理者の収入とする予定です。

(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館の再編整備について

(3) 規則、要綱、マニュアル等

「(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館条例」に基づき、減免措置や施設予約の事前申請（利用申込期間より前の利用申請）等を規定した規則、要綱等を制定するとともに、諸室の予約方法や施設内の飲食のルールなどを定めたマニュアルを作成します。

ア 減免措置（規則、要綱事項）

利用料金については、減免（減額又は免除）できるものとし、その対象や要件については、これまでの教育文化会館及び労働会館の取扱いを基本に検討します。

措置	教育文化会館の例	労働会館の例
免除	川崎市教育委員会が、その事務、事業のために使用するとき。	市が経済労働施策として主催する事務・事業
	地域教育会議がその目的のために使用するとき。	
減額	川崎市内の学校及び外国人学校がその事務、事業のために使用するとき。	市が経済労働施策以外の目的として主催する事務・事業
	川崎市教育委員会に登録した社会教育関係団体、社会教育研究会等が、その目的のために使用するとき。	川崎市内の労働組合の連合団体又は労働福祉団体がその目的のために使用するとき。
	川崎市（市長事務部局等）が、その事務、事業のために使用するとき。	川崎市内の単独の労働組合が川崎市と協働して経済労働施策の推進のために使用するとき。

イ 施設予約の事前申請（規則、要綱事項）

事前申請（利用申込期間より前の利用申請）の対象や要件についても、これまでの教育文化会館及び労働会館の取扱いを基本に検討します。

ウ 飲食に関する利用ルール（マニュアル事項）

多目的に利用できるルームや交流室については、原則として、懇親会や昼食会など飲食を伴う利用を可能とします。

ただし、ケータリングやアルコールを伴う飲食での利用については、事前に手続きを必要とする予定です。

エ 物販に関する利用ルール（マニュアル事項）

新施設では、売店での販売のほか、イベント時などの短期的な物品販売のルールについても検討します。

6 災害時の対応について

震災や風水害等の危機事象が発生した場合の対応について、利用者、施設職員及び避難者の安全を確保するため、経済労働局、教育委員会事務局、市民文化局、川崎区役所及び指定管理者が、迅速かつ的確に対処できるよう災害対応マニュアルや業務継続計画（BCP）を作成します。

(1) 想定される危機事象

- 地震・津波
- 風水害
- 施設における事件・事故

(2) 災害対応マニュアルの骨子

項目	内容
平常時の対応	情報伝達・連絡体制の整備、避難訓練の実施 等
発災時の対応	危機事象ごとの迅速かつ的確な応急対応、タイムライン 等
災害時の役割分担	各所管課、施設の役割分担、責任の所在 等
災害発生直後の避難者への対応	避難者の施設への受入れの流れ 等
災害対応終了後	被害確認、修繕、費用対応調整 等

(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館の再編整備について

(3) 災害、事件・事故等における対応例

ア 災害時（震災）

時期	内容
発災直後	指定管理者が施設等や利用者の安全確保（応急手当や避難誘導等）を実施
数時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎区は、人的被害や建物の被害状況を把握した上で、指定管理者に指示するとともに、経済労働局、教育委員会事務局等へ情報共有を行う。 ・経済労働局は財産所管として、施設等の破損状況などを確認し、教育委員会事務局等は市民館間の連絡調整役として、状況に応じた対応を行う。
24時間以内	帰宅困難者一時滞在施設、避難所補完施設、津波避難施設等に位置付けられていることから、指定管理者は、区本部の要請に応じ、川崎区と連携して、施設等の管理運営を行う。

イ 事件・事故時

時期	内容				
発生直後	指定管理者が施設等や利用者の安全確保（応急手当や避難誘導等）を実施				
数時間以内	川崎区は、被害状況を把握した上で、指定管理者に指示するとともに、経済労働局、教育委員会事務局等へ情報共有を行う。				
24時間以内	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">事件・事故が建物、備品等の財産に起因する場合</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">財産所管の経済労働局を中心に、指定管理者と連携して、事件・事故の対応を行う。</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">事件・事故が財産以外に起因する場合</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">川崎区を中心に、指定管理者と連携して、事件・事故の対応を行う。</td> </tr> </table>	事件・事故が建物、備品等の財産に起因する場合	財産所管の経済労働局を中心に、指定管理者と連携して、事件・事故の対応を行う。	事件・事故が財産以外に起因する場合	川崎区を中心に、指定管理者と連携して、事件・事故の対応を行う。
事件・事故が建物、備品等の財産に起因する場合	財産所管の経済労働局を中心に、指定管理者と連携して、事件・事故の対応を行う。				
事件・事故が財産以外に起因する場合	川崎区を中心に、指定管理者と連携して、事件・事故の対応を行う。				

(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館の再編整備について

7 今後のスケジュール

検討項目	令和6（2024）年度												令和7（2025）年度																	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
条例・規則 要綱			常任委員会報告	条例議案提出	施行規則、関連要綱の制定及び改正																		令和8年2月 供用開始 予定							
施設管理 (指定管理等)	仕様書、募集要項の作成								指定管理者公募	指定管理者選定	指定議案提出	開館準備																		
	利用ルール、運営マニュアル作成																													
その他 (愛称)																									愛称募集	選考期間				愛称決定

※供用開始までに、工事内容、条例・規則事項、利用ルール等について、適宜、市民説明を実施します。

(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館のフロア構成

外観

北側道路から見た外観



富士見公園から見た外観



- ホールエリア
- 多目的に利用できる部屋
- 運動・音楽・料理・工作ができる部屋
- オープンスペース

体育室1



地下1階



実習室2とオープンスペース



料理室とオープンスペース



和室1とオープンスペース



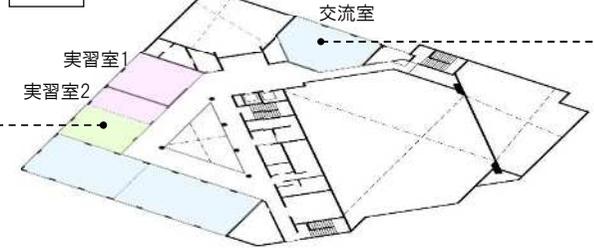
図書コーナー



市民ギャラリー



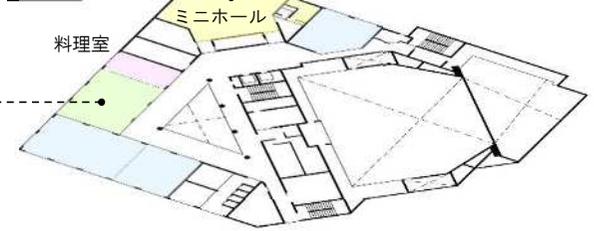
5階



交流室



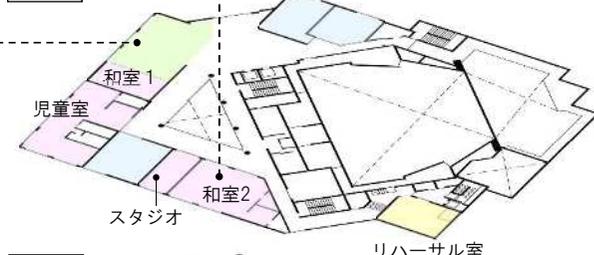
4階



ミニホール (定員150人)



3階



和室2

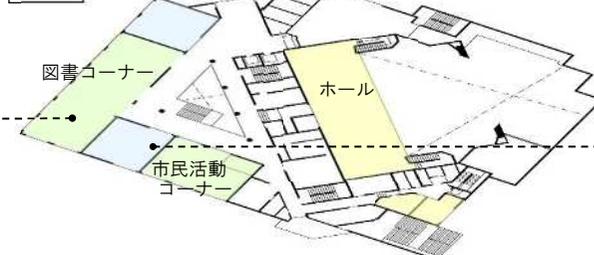


※和室1、2は茶室として利用可能

ルーム



2階



ホール (定員668人)

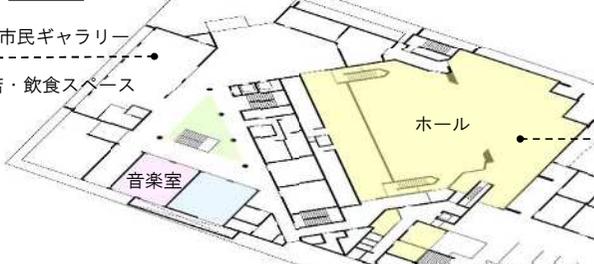


ホール (定員668人)



※客席は可動席のため後方に収容し、平土間として利用可能

1階



※イメージパースは完成予想図のため、変更する場合があります。